２０２５年日本国際博覧会の会場建設に伴う建設残土の

用紙はA4両面で作成してください

夢洲１区及び２区における受入費用等に関する協定書

　大阪市（以下「甲」という。）と請負工事会社（残土運搬実施者）（以下「乙」という。）は、２０２５年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の会場建設に伴う建設残土を夢洲１区及び２区（以下「受入区域」という。）において受け入れるにあたっての費用等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、万博会場建設に伴う建設残土を、土壌汚染対策法に基づき甲が受入区域で受け入れることに関する必要な事項を定めることを目的とする。

（受入対象とする建設残土）

第２条　本協定の対象とする建設残土は、夢洲における万博会場建設に伴う建設残土とする。

（受入期間）

第３条　建設残土の受入区域への受入期間は、本協定の締結の日から万博会場建設が完了するまでの間とする。

（受入実施方法）

第４条　乙は万博会場建設に伴う建設残土の受入区域への運搬にあたっては、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「万博開催者」という。）の管理の下に実施し、万博開催者並びに甲の指示に従い実施すること。

２　乙は建設残土を受入区域に搬入しようとするときは、受入内容を確認するため「建設残土受入申請書（様式１）」を、万博開催者を通じて甲に提出し、甲の許可を受けなければならない。

３　甲は乙から前項の申請を受けたときは、その内容を確認のうえ「建設残土受入について（回答）（様式２）」を発行し、万博開催者を通じて乙に受入可否を通知するものとする。なお、受入を許可しないと判断した場合、甲はその理由について万博開催者を通じて乙に通知するものとする。

４　乙は、建設残土を受入区域に搬入する場合は、土壌汚染対策法に基づき各種届出等を行うとともに、適切に管理すること。なおこれにかかる費用は別途乙の負担とする。

（完了報告）

第５条　乙は、第４条で許可を受けた建設残土の搬入が完了したとき、速やかに「建設残土受入完了報告書（様式３）」により万博開催者を通じて甲に報告しなければならない。

（費用負担及び支払方法）

第６条　建設残土の受入費用は、600円／㎥に受入土量及び消費税率を乗じた金額とする。

２　受入土量は、甲が設置した計量機器により計測した建設残土を搭載したダンプ等の重量から、車両重量等を控除し、建設残土の単位体積重量の1.8ｔ/㎥を除して算出した体積を受入土量とする。

３　乙は、受入費用の請求先を第５条により報告する「建設残土受入完了報告書（様式３）」に記載し、万博開催者を通じて甲に報告する。甲は、受入土量に基づき乙に費用を請求し、その請求により乙は甲に支払うものとする。なお、乙は甲の指定する期日までに費用を支払うものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定を締結した日から前条に規定する費用の支払いを完了するまでの期間とする。

（その他）

第８条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めることとする。

本協定締結の証として本書２通を作成し、各々記名押印のうえ各自１通を保管する。

令和　年　月　日

甲　大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

　　ATCビルITM棟10階

　　契約担当者　大阪港湾局長　丸山　順也

乙　所在地

　　会社名

　　代表者名